

論 説

在宅就業支援団体で働く在宅就業障害者の実態

——在宅就業障害者支援制度の問題点——

高 野 剛

- I 課題設定
- II インタビュー調査の記録
- III インタビュー調査の考察
- IV 要約と含意

I 課題設定

本稿の目的は、委託・請負契約の在宅ワークで働いている障害者への面接聞き取り調査から、在宅ワークが出産・育児や介護・障害などのライフステージに合わせて柔軟に働くことができる働き方なのかどうかを明らかにすることである。具体的には、在宅就業支援団体に登録している在宅就業障害者を対象に面接聞き取り調査を実施することで、在宅ワークで働いている障害者の実態について、明らかにする¹⁾。

在宅ワークで働く障害者について調査研究した先行研究として、平成27年度厚生労働省委託調査として実施された三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2016)がある。三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2016)は、雇用契約か請負契約かによって在宅勤務か在宅就業かの区別はしているものの、製造加工作業の家内労働と情報サービス業関連の在宅ワークを区別せずに扱っているため、調査結果に家内労働と在宅ワークが混在する調査結果となっている。さらには、就業場所を自宅か自宅以外かで区別していないため、個人事業者の中には大工の一人親方も含まれてしまうような調査結果となっている問題点がある。一例をあげると、企業を対象に行った「企業アンケート調査」では、回答した企業の約半数が「建設業」と「製造業」で占められており、個人事業者への年間発注額と業務内容の質問項目では、「製造、軽作業」や「その他」が大多数を占める調査結果となっている。企業の業種と個人事業者への発注経験のクロス集計結果では、大企業の場合は「建設業」が最も多くなっており、中小企業の場合では「情報通信業」が最も多いものの、次いで「建設業」、「製造業」の順に多くなっている。また、支援団体を対象に行った「支援団体アンケート調査」では、在宅就業支援を行っている障害者の人数についても、34団体で合計752人であり、1団体あたり平均22人であるとなっている。「支援団体アンケート調査」についても、製造加工作業の家内労働と情報サービス業関連の在宅ワークを区別していないため、知的障害者が316人で全体の42.0%を占める結果となっている。受注可能な業務につ

いても、314人が「製造，軽作業」であり、「文書，データ等の入力」が299人となっており，家内労働と在宅ワークが混在する調査結果となっていることが分かる。製造加工作業の家内労働であれば，九州のNPO法人在宅就労支援事業団のように1団体で30～50人の障害者の支援をしているような団体が存在している。情報サービス業関連の在宅ワークについて，筆者が「在宅就業支援団体交流・勉強会²⁾」で意見交換した経験から考えても，10～15人が上限人数であり，平均22人は多い調査結果である。さらに，三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2016）では，「企業アンケート調査」や「支援団体アンケート調査」だけでなく，企業からの聞き取り調査や支援団体からの聞き取り調査も実施しているが，障害者本人を対象とした調査では支援団体から本人へ調査票を配布・回収しているだけであり，障害者本人から面接聞き取り調査をしていない問題点がある。

そこで本稿では，在宅就業支援団体に登録している在宅就業障害者を対象に面接聞き取り調査を実施することで，在宅ワークで働いている障害者の実態について明らかにする。具体的には，数カ所の在宅就業支援団体を通じて，数名の在宅就業障害者に面接聞き取り調査を実施し，調査結果の記録から在宅ワークで働く障害者の実態について明らかにしたい。

なお，2018年2月2日に「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」が「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」（雇均発0202第1号雇用環境・均等局長通達）に改定されたが，本稿では用語の混乱を避けるため，「自営型テレワーク」ではなく「在宅ワーク」の呼称を用いている³⁾。

II インタビュー調査の記録

在宅就業障害者支援制度の在宅就業支援団体に登録して働いている在宅就業障害者に，インタビュー調査を実施した。インタビュー調査は，あらかじめ調査票を作成し，半構造化面接により実施した。調査協力者は，スノーボール・サンプリングによる8名である。インタビュー調査は，2017年8月24日（木曜日），2017年9月1日（金曜日），2017年10月25日（水曜日），2018年2月19日（月曜日）に実施した。調査協力者には，事前に個人情報の取り扱いについて記載された同意書の書類を配付し，署名・捺印の上で調査に協力していただいた。1人あたりの所要時間は90～120分程度である。

(1) Aさん

Aさんは50歳の男性で，両親と一緒に自宅で暮らしている。未婚の独身で子どもはいない。兄弟姉妹は兄が一人いるが，結婚して独立している。高校を卒業後，専門学校を卒業し，20歳から自動車整備士として働き始めた。23歳の時，仕事中の自動車事故により障害者となった。頸髄損傷による四肢麻痺であり，身体障害者の第1種1級である。事故後は数カ所の病院を転々としながら，リハビリ生活を3年ほどした。交通事故後は自動車整備士の仕事を退職し，自宅にひきこもる生活となった。7年間のひきこもり生活の時は，仕事をしていなかった。2001年の34歳の時，障害者向けのパソコン教室を無料で受けることができるのを知り，受講したのがきっかけで，

NPO 法人に在宅ワーカーとして登録することになった。自宅から NPO 法人の事務所へは、自動車で片道90分ほどかかる。現在は、NPO 法人の在宅ワーカーとして登録しながら、ホームページの更新などの仕事を自宅でしている。自宅で仕事をしない時は、自動車が運転できるので、自治体から委託の観光バリアフリーサイトのバリアフリー現地調査（写真撮影や体験レポート執筆）を自動車で現地へ行ってしている。時おりパソコン講師の仕事もしたりしている。NPO 法人でパソコンの講習を受けるまでは、パソコンを使う仕事はしていなかったが、独学でパソコン関係の資格は、13個ほど取得するようになった。例えば、MOS（マイクロソフトオフィススペシャリスト）、ホームページビルダー、CAD、パソコン検定、IT パスポート、Web クリエーターなどの資格を持っている。CAD の資格は取ったが、CAD の仕事はしていない。プログラミングやアプリ開発や DTP 編集の仕事はしていない。主に、ホームページの更新の仕事をしている。クラウドソーシングを利用して文書入力やデータ入力の仕事はしていない。両腕は動くが、思うようにタイピングができないため、文書入力やデータ入力の仕事ができないためである。指1本でキーボードに入力している。パソコンを使う上で、利用している機器やソフトウェアは、マウスが上手く使えないので、トラックボールを利用している。工作中的の介助の必要はない。日常生活でもベッドから起き上がって車イスに移動したりするのは、自分一人ですることができる。服を着替えたりするのに、両親に手伝ってもらっている。

請負・委託契約の在宅ワークではなく、企業で雇われて働くことはできないのかという質問に対しては、訪問入浴介助を週2回頼んでいるので、勤務時間に融通の利く企業であれば、勤務可能かもしれないということであった。体調を崩しやすいということはないが、体温調節ができないので、外で働くよりは自宅で働く方が働きやすいと感じている。在宅勤務（在宅雇用）も時間に融通が利かないため、働きにくいと感じている。どちらかと言うと、労災保険の障害補償年金や障害厚生年金の給付を受けているため、生活に困っているわけではない。高収入の生活のために働くというよりは、趣味や生きがいを重視して働きたいと考えている。知り合いで在宅勤務（在宅雇用）で働いている人を知っているが、朝の9時から夕方5時まで、毎日、パソコンの前で仕事をしており、外へ出ていく機会がなく自宅に閉じこもってしまうようになってしまっている。在宅勤務（在宅雇用）の仕事は、単純作業で面白くないことと、最低賃金ぎりぎりの時間給で収入もそれほど多くないため、したいとは思わない。

仕事の頻度は、週3日ぐらい、多いときは毎日あるが、ない時は1週間全くない時もある。1日あたりの仕事時間は、6時間ぐらいである。在宅ワークの仕事について、今の体調から考えると丁度よい仕事量であると考えている。以前は忙しい時期もあった。徹夜で仕事をすることはないが、納期が厳しい時は夜遅くまで仕事をしたこともある。仕事をしている時は集中しているので体調を崩すことはないが、仕事が終わって一段落すると気が抜けてしまい体調を崩す時がある。在宅ワークの仕事でトラブルを経験したことはない。在宅ワークの仕事で困っていることは、特にない。パソコンのスキルアップについては、自分で本を買って勉強したり、講習会を受講したりしている。自宅で在宅ワークの仕事をしているが、孤立感を感じることはあまりない。以前は、バンド活動をしていたが、現在は頸髄損傷者連絡会の都道府県支部の役員もしているので、仕事以外で外へ出かけることもある。1年に1回の全国大会（総会）には自動車で香川県や東京都まで行ったこともある。バンド活動をしていた頃は、1年に十数回は公演活動をしていたが、メン

バーが少なくなってきたため、4年ほどで解散することになった。週1回はNPO法人の事務所で夕方から夜10時頃まで練習をしていた。在宅ワーカー同士の連絡は、メーリングリストやスカイプを利用したりしていたが、最近は個別にメールをしたり、電話で連絡を取り合ったりしている。手が思うように動かないので、メールよりは電話の方が便利と感じている。

NPO法人に在宅ワーカーとして登録しているメリットとして、仕事量も体調にあわせて丁度よく自分のペースで働けること、自宅で働いたり、時おり外へ出かけて仕事をするのができたりするので続けたいと考えている。営業活動については、NPO法人のスタッフがしてくれている。在宅ワークで独立開業するとなると営業活動もしなくてはいけないため、独立開業しようとは考えていない。NPO法人の仕事の割り振りや分担などで不満に感じたことはない。挑戦してみたい仕事は、3Dプリンターを使って福祉用具（自助具）を作ることができるようになりたいと思っている。特に、人それぞれ障害の程度や特性によって違うので、その人にあった福祉用具（自助具）を作ることができるようになりたいと考えている。

(2) Bさん

Bさんは56歳の男性で、Bさんの母と妻と大学生の娘と一緒に4人で暮らしている。35歳の時、自動車を運転していると対向車が正面からぶつかってきて、頸髄損傷の四肢麻痺となった。身体障害者の第1種1級である。

Bさんは、東京の大学を卒業後、長男であったため、地元に戻って中学校の教員となった。中学校の教員を3年した後、通信教育で取得した小学校の教員免許で小学校の教員になり、1校目の小学校で6年働き、2校目の小学校で5年働いている時に交通事故にあった。交通事故にあった時は、結婚3年目で子どもが1年前に生まれていた。交通事故当時は、両親が母屋に住み、離れに妻と子どもの3人で暮らしていたが、父は脳梗塞で介護が必要な状態であったため、母が父の介護をしていた。妻は事故を契機に歯科衛生士の仕事を辞めて、Bさんの介助と娘の育児に専念することになった。小学校の教員は、最長休職期間が3年間であったため、3年の休職期間が満了する少し前に依願退職した。田舎の小学校でバリアフリーがまだ行き届いていなかったため、仕事を続けることは難しかった。今でも小学校関係者との繋がりがあり、小学校に呼ばれて道徳の授業で講演をすることが、1年に5～6校ある。経済面では、対向車が正面衝突してきたため、自動車保険から対人賠償の保険金の給付を受けることができた。小学校の教員をしていたため、定年まで勤めたとして逸失利益を計算してもらった。自動車保険の保険金と障害厚生年金があるため、生活に困ってはいない。現在は同居していた父は亡くなったが、母が80歳代で認知症の症状がでてきており、妻は母の介護とBさんの介助をする必要があるため、外へ働きに出ていない。自動車は自分では運転できないため、妻に福祉車両を運転してもらっている。ベッドから起き上がって車イスに移動したり、ご飯を食べたりするのは、自分であることができる。

交通事故にあってから3年間は入院しながらリハビリをしていたが、退院して半年間ぐらいは自宅で静養した後に、すぐにNPO法人の試験を受けて、在宅ワーカーとして登録することになった。妻や子どもがいたお陰で交通事故後も自宅にひきこもることなく、退院後すぐにNPO法人で在宅ワーカーとして仕事をするようになった。特に、娘の成長を考えると、娘に仕事をしないで自宅にいる父親の姿を見せたくなかったというのが、退院後すぐに在宅ワーカーとして働く

ようになった一番の要因である。

NPO 法人で現在している仕事は、毎週日曜日の朝10時から夕方4時まで、MOS（マイクロソフトオフィススペシャリスト）のパソコン講師の仕事をしている。パソコン講師の仕事をしているが、手が思うように動かないため、パソコンの資格は持っていない。在宅ワークの仕事は、自治体から委託された観光バリアフリーサイトのバリアフリー現地調査の仕事をしている。バリアフリー現地調査は、妻に自動車で現地へ連れて行ってもらって写真を撮る仕事である。自宅に帰ってきってから、体験レポートを作成したり、ホームページに掲載する写真を選ぶ作業をしている。バリアフリー現地調査の仕事は、現地に行ってからなるべく早く体験レポートを作成するようにしている。仕事をする時は集中して仕事をしているが、午後9時以降はしないようにしている。徹夜は絶対にしない。徹夜をすると翌日は身体が動かなくなってしまう。毎週1回は、病院へマッサージしてもらいに行っている。週2回は、障害者の入所施設へデイサービスに行き入浴介助を受けるようにしている。デイサービスに行っている障害者の入所施設には障害者就業・生活支援センターもあり、入所者のピアカウンセラーの仕事もしている。頸髄損傷者連絡会の都道府県支部の役員をしているため、役員会や全国大会にも出席している。ほとんど毎日のように、外へ出かけたり仕事をしたりして活動的に過ごしている。

請負・委託契約の在宅ワークではなく、企業で雇われて働くことはできないかどうかという質問に対しては、一人でトイレに行くことができないことや自分で自動車を運転できないことから難しいと考えている。また、Bさんは頸髄損傷ではあるが、不全麻痺で神経が完全に切れているわけではないため、痛みやしびれがずっと続いている。痛みや痙性で夜も眠れなかったり、特に痙性で車イスの背もたれが壊れたり、大腿骨が折れたりしたこともある。筋緊張を和らげるためにペインクリニックに通っていたが、8年ほど前から良い薬が出たため、腕が動かせるようになった。それでも、低血圧や体温調節ができず体調を崩しやすいことや無理をすると身体に痛みやしびれが出てくるため、企業で雇われて働くことは難しいようである。自宅で在宅勤務（在宅雇用）で働くことについては、毎日、朝から夕方まで単純作業をしなければいけないため、したいとは思わない。特に、交通事故で入院していた時の病院で同じ頸髄損傷だった人とは、退院後もNPO法人の在宅ワーカーとして一緒に働いていたが、今は自宅で在宅勤務（在宅雇用）で働くようになっており、在宅勤務（在宅雇用）で働くことの難しさについて知っているようである。在宅勤務（在宅雇用）では、毎日、朝から夕方までずっとパソコンの前に座り続けて作業をしなければいけないため、褥瘡ができてしまい、治療のため仕事ができなくなったそうである。下手をすると在宅勤務（在宅雇用）で働いた収入が治療費で消えてしまうこともありうるようである。NPO法人の在宅ワーカーを辞めて、在宅勤務（在宅雇用）で働くようになった理由は、最近、障害のある女性と結婚して二人で住んでおり、生活費を稼ぐため、多少は無理をしてでも働かなければいけないからのようである。在宅勤務（在宅雇用）よりもバリアフリー調査やホームページの更新やパソコンの講師をしている方が、自分のペースで働けると考えている。

NPO法人に登録して働いているのは、生活費を稼ぐためというよりは、生きがいや社会参加のためである。仕事量は以前はかなり多かったが、今は自分以外の人にも仕事ができるように教えたので、分担して仕事をするようになり、丁度よいぐらいである。NPO法人で登録して働いている仕事で、トラブルに遭ったことや困っていることはない。パソコンを使う上で使っている

機器は、手が思うように動かないので、トラックボールを使っている。文字入力もキーボードに指で入力するのではなく、パソコンにスタンドマイクを付けてSiriの音声入力を使用している。頸髄損傷で身体が思うように動かなくなったため、健常者の時よりも頭（記憶力やまとめる力）をよく使うようになった。

(3) Cさん

Cさんは64歳の男性で、網膜色素変性症の視覚障害者である。身体障害者の第1種1級である。かつては第2種5級であったが、徐々に目が悪くなり、現在は全盲に近い状態で脊柱管狭窄症と手根管症候群も発症している。看護師の妻と2人で暮らしている。子どもは前妻との子どもが2人いるが、2人とも結婚して独立している。平日は、毎日、NPO法人が運営する就労継続支援B型事業所を利用している。NPO法人へはヘルパーが使えないので、一人で白杖を持って通⁴⁾っている。自宅からNPO法人へはバスと電車に乗って、50分ほどかかる。NPO法人へは、10年ぐらい通っているの⁴⁾で、道を覚えている。就労継続支援B型事業所でしている作業は、電気の配線づくりやチラシ折りの軽作業をしている。あはき師（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）の資格を持っているので、土曜日・日曜日・祝日や平日の夜遅くに、個人で訪問マッサージの仕事をしている。訪問マッサージは、月30件ほどしている。治療院を開業したりはしておらず、訪問で昔からのお客さんがいるため、広告も出していない。昔からのお客さんは、病院から紹介してもらっており、口コミでお客さんが広がっていった。広告を出して新規の客を開拓すると身がもたないということと、肩こりや腰痛の施術は医師の同意がなければ健康保険が適用できないため、病院からお客さんを紹介してもらって施術している。

Cさんは、高校を卒業後にダイビング（潜水）の資格を取得して、沈没船の引き上げ（サルベージ）の事業所を設立して働いていた。20歳代の頃に結婚して子どもが2人いたが、半年間ぐらい仕事で外国に行って自宅にいないことが多く、幼子を一人で育てていた妻と27歳の時に離婚した。子ども2人の親権は前妻が取り、持ち家もローンがなかったので、慰謝料として前妻の名義に変更した。看護師の妻とは、35歳の時に再婚している。30歳の時にプライベートで交通事故（あて逃げ）に遭い、入院中に目の病気を患っていることが発覚した。徐々に目が悪くなってきてダイビング（潜水）の仕事ができなくなったため、沈没船の引き上げ（サルベージ）の事業所は、35歳の時に辞めた。退職後に、鍼灸を習うため学校に3年間通学した。あはき師の仕事は、卒業後の39歳の時からしている。45歳ぐらいの時に、市役所や保健所の職員から連絡があり、障害基礎年金の給付が受けられるようになったことが分かった。NPO法人へ来るようになったのは、52歳ぐらいの時に、障害者委託訓練で無料のパソコン講習を受講できることを知ってからである。それまで、視覚障害者は、あはき師の仕事しかないと思っていたが、パソコンを使って仕事ができるようになりたいと思うようになった。特に、無資格で格安のマッサージ店が増えてきたため、Cさんはあはき師の仕事に魅力や誇りがなくなってきたと感じている。NPO法人では、去年まで就労継続支援A型事業でマッサージの治療院をしていたが、あはき師の資格を持っていた利用者が訪問マッサージの企業で雇用されるようになったため、現在は就労継続支援A型事業の治療院はしていない。2018年4月より障害者の法定雇用率が引き上げられることに伴い、大手の人材派遣会社が特例子会社として訪問マッサージをするようになったためであるが、社会保険は

加入できるものの給与は最低賃金レベルの時間給であり、労働時間も日曜祝日や平日の夜遅くに働いており、昼食も移動中の自動車の中で食べているような状態である。NPO 法人を辞めて大手の人材派遣会社の特例子会社で働くようになった人は、障害基礎年金だけでは生活が苦しく、高収入や安定を選んだ人たちである。Cさんは、妻が看護師で働いていることや64歳の高齢であることから、収入を求めて特例子会社で働きたいとは思わなかった。むしろCさんは、毎日、就労継続支援B型事業所に通って同じ障害を持った仲間たちと仲良く軽作業の仕事をしている方が楽しいと感じている。

在宅ワークの仕事は、NPO 法人からテープ起こしを紹介してもらってしている。年間7～8件ぐらいのテープ起こしをしている。テープ起こしの仕事が多い時は、就労継続支援B型事業所で週2日だけ午後の3～4時間ほどテープ起こしの仕事をすることがある。基本的にテープ起こしの仕事は、自宅で行っている。自宅でテープ起こしの仕事をする時は、平日は3～4時間ぐらい、休日は7～10時間ぐらいしている。目に良くないため、徹夜はしないようにしている。専門用語を調べたり、漢字を調べたりするため、1件あたり1週間ぐらいかかる。訪問マッサージの仕事は誇りや魅力が感じられないため、多くなりすぎないようにしているが、テープ起こしの仕事はもっとしたいと感じている。テープ起こしの仕事は、キーボードに入力する音が心地の良い音であり、今まで自分が知らなかった言葉や漢字を知ることができるようになるため、楽しいと感じている。テープ起こしで使っている機器やソフトは、「PC-Talker」と「okoshiyasu」である。「PC-Talker」はパソコンの操作を音声で案内するスクリーンリーダーのことであり、「okoshiyasu」は音声データを再生するソフトのことである。テープ起こしの仕事の発注元は、主に行政関係や障害者福祉関係の学会や中途視覚障害者の団体であるため、納期が短くて困るということはないが、漢字の変換ミスなどの誤字脱字があるため、納品前にNPO 法人の職員に検品してもらうようにしている。行政関係のテープ起こしの仕事が多いのは、主に障害者優先調達推進法があるためであるが、民間企業ではないため、在宅就業障害者支援制度の特例調整金や特例報奨金には該当しない。テープ起こしの仕事は、月1～2万円ほどの収入である。就労継続支援B型事業所での収入は、月1万5千～2万円ほどであるが、妻が働いているので利用料を支払っている。訪問マッサージの仕事も年間30万円以下の収入である。合計しても年間100万円を超えることはなく、障害基礎年金と妻が看護師の仕事をしているため、生活するのには困っていない。

Cさんは、特に介助は必要としていない。ご飯を食べたりトイレに行くのも一人でしている。外出するのも一人で白杖を使って歩いている。大都市圏は混雑していて歩きにくいので、大都市圏に出かける時のみガイドヘルパーを使っている。点字は打つことができるが、読むことはできない。インターネットは、音声読み上げのスクリーンリーダーを使って検索閲覧をしているが、どうしても見れない時は妻に見てもらっている。パソコンのスキルはもっと身に付けたいと考えている。パソコンを使って今まで出来なかったことができるようになりたいと考えている。

(4) Dさん

Dさんは、49歳の女性で未婚の独身である。両親（年金生活）と弟の家族の10人で、一緒に暮らしている。Dさんは高校を卒業後に事務職で働いていたが、26歳の時に1型糖尿病で腎臓の

病気と糖尿病網膜症になった。腎臓の病気の快復を待って目の手術をする予定であったが、合併症の緑内障を発症してしまい左目を失明した。右目は糖尿病網膜症の手術をしたが、手術後に合併症の糖尿病白内障を発症し、ぼんやりと光を感じる程度しか見えていない状態である。また、糖尿病で腎臓の病気になったため、人工透析をしている。身体障害者の第1種1級である。失明する前までは自動車で会社に通勤していたが、失明後は自動車を運転することができなくなった。失明後は、1年6ヵ月ほど在職していたが、事務職の仕事を退職した。その頃は、視覚障害者でも訓練をすれば働き続けられるという情報を知らなかったため、目が見えなくなったら経理の仕事ができないから、仕事を続けられないと思い、退職することにした。退職後は、1年ぐらいは自宅でひきこもっていたが、歩行訓練と点字を習うために視覚障害者の協会へ通うようになった。点字はゆっくりであれば、書いたり読んだりすることができる。あはき師の資格を取るために鍼灸の学校に通う視覚障害者は多いが、鍼灸の学校は毎日通学しなければならない、週3日は人工透析のため通院しなければならないため、あはき師の資格を取ろうとはしなかった。NPO法人を知ったのは、2003年頃に障害者委託訓練で無料のパソコン講習を受講したのがきっかけであり、受講後しばらくは視覚障害者向けのパソコン講習会のインストラクターの仕事をしていたが、2009年からNPO法人が運営する就労継続支援B型事業所を利用するようになった。週3日は人工透析のため通院しており、週2日は就労継続支援B型事業所へ通っている。NPO法人へ通うためにヘルパーが使えないので、白杖を持って一人で通っている。自宅からNPO法人までは、電車で1時間ほどかかる。自宅から駅までは父親に自動車で送り迎えをしてもらっている。知らない所に行く時は介助が必要なため、ヘルパーを頼んでいる。買い物をする時は、家族と一緒に来てもらうようにしている。階段を踏み外して転んだり、電車とホームの間に落ちたこともある。御飯を食べる時は、家族に自分の分を小皿に取ってもらって食べている。トイレやお風呂の介助は必要ない。

就労継続支援B型事業所では、電気の配線づくりとチラシ折りの軽作業を週2日している。就労継続支援B型事業所の利用料は払っていない。電車賃が半額になる障害者割引があるが、NPO法人へ通うための交通費がかかることを考えると、週2日程度の軽作業では、ほとんど収入にならない。NPO法人から紹介されるテープ起こしの仕事は、自宅の自分の部屋でしている。テープ起こしの仕事は年間18件ほどである。主に4～6月が多い時期である。月1回か月2回ぐらいのペースで仕事がある。年間34万円ほどになるが、3人の視覚障害者で分担して仕事をしているため、1人あたり年間12万円ほどの収入である。主に自治体の審議会の記録や視覚障害者の団体の講演記録のテープ起こしである。自宅でテープ起こしの仕事をしている時間帯は、平日の就労継続支援B型事業所に通っている日は、夜9時から1時間ほどしている。人工透析で通院している日は、午前中に病院へ行って、夕方4時から7時まで3時間ぐらいつき仕事をしている。日曜日は、朝から夜まで途中休憩しながら5～6時間ほどしている。夜11時以降はしないようにしている。徹夜は絶対にしない。夜遅くなると頭がボーッとしたり、誤字脱字が多くなるので、休憩しながらするようにしている。テープ起こしの仕事はもっとしたいと思っている。テープ起こしの仕事をするために利用している機器やソフトは、「PC-Talker」と「okoshiyasu」を使っている。テープ起こしの仕事でトラブルや困っていることはない。漢字の変換ミスが時々あるため、NPO法人の職員が検品してくれている。検品してもらわないといけないことや自分で営業

活動しなければいけないため、テープ起こしの在宅ワークで独立開業することは考えていない。単価は1分あたり200円であるが、最近、単価が上がったため、単価が安くて困っていることはない。自宅でテープ起こしの在宅ワークの仕事をするのと、就労継続支援B型事業所へ通って軽作業をすることのどちらが良いかについては、ずっと自宅で働いていると孤立してしまうため、就労継続支援B型事業所へ通って軽作業をしている方が、仲間同士で楽しいと感じている。収入面で考えると、障害基礎年金と就労継続支援B型事業所での軽作業の収入だけでは、生活していくのに余裕がないため、テープ起こしの在宅ワークの仕事をもっとしたいと考えている。Dさんはどちらが良いかではなく、平日や昼間は就労継続支援B型事業所へ通い、平日の夜や休日に自宅でテープ起こしの在宅ワークをするのが、ちょうど良いと考えている。Dさんは、中途視覚障害者が自立して生活するための料理教室や趣味のオカリナ教室に行ったりして、活動的に過ごしている。失明する前までは自動車でドライブしたり、スキーやテニスやバドミントンをしたりしていたが、失明してからはできなくなったため、オカリナを趣味で習うようになった。

企業で雇用されて働くことについては、人工透析をしていて無理をすると体調を崩してしまったりするため、難しいと考えている。電話対応の仕事は、事務職をしていた時に聞き間違いをしたことがあり、働ける自信がないと思っている。目の病気で病院に行くことはほとんどないが、人工透析は自己負担が免除されているため、病院の治療費がかかって困っているということはない。送迎のバスもあるので、通院のための交通費がかかって困っているということもない。テープ起こしの在宅ワークではなく、自宅で両親と製造加工作業の家内労働（内職）をしたりすることは考えなかったのかという質問に対しては、両親は農作業をしており、自宅の近くで家内労働（内職）を募集しているのかどうかの情報がないため、分からないということであった。農作業は目が悪いため、両親と一緒にしていないそうである。

(5) Eさん

Eさんは、56歳の男性で未婚の独身である。坐位不能と両上肢機能全廃の体幹機能障害で、身体障害者の第1種1級である。大学3年生の時に、ラグビーのクラブ活動中に頸髄損傷で身体障害者となった。大学は2年間休学したが、残りの2年間は母親に自動車で送り迎えをしてもらいながら、卒業した。国立大学の経済学部を卒業したが、就職先が見つからなかったため、1～2年間は自宅で静養する生活をしていた。働きに行ける場所があれば、働きに行きたかったが、電車の駅にエレベーターが設置されていなかった時代であったので、働ける場所がなかった。その後、県立の障害者施設で1年間入所しながら、IBMの情報処理（システム開発）の教育訓練を受講したが、訓練を修了しても仕事がなかった。その頃は、インターネットがまだ普及しておらず、電話回線のパソコン通信であったため、在宅でできる仕事自体が少なかった。そのため、さらにパソコンのスキルアップをするため、他府県にある市立の障害者職業訓練施設を紹介してもらい、2年間通所で訓練を受講した。訓練修了後は、市立の障害者職業訓練施設を運営している法人で、請負契約の在宅ワーカーとして働くことになった。請負契約の在宅ワーカーとして働いていたが、2012年よりA型の施設でも在宅勤務（在宅雇用）が可能となったため、現在は同じ法人のA型の施設で在宅勤務（在宅雇用）として、時間給で働いている。現在は、年間180日までの在宅勤務（在宅雇用）と、週1日の通所で働いている。

身体障害者になった当初は、電動車イスが自宅に入らなかったため、手動の車イスを使っていたが、電動車イスでも性能の優れた製品が発売されるようになったので、現在は電動車イスを使っている。電車の駅から直結のマンションに、一人で暮らしている。以前は両親と一緒に暮らしていたが、1年前と3年前にそれぞれ他界したため、一人で暮らしている。近くに住んでいる姉が週1回来てくれる。服の着替えや入浴などはヘルパーに自宅に来てもらって、介助してもらっている。毎日、朝60分、昼30分、夕方60分、夜30分の4回来てもらっている。在宅勤務（時間給）の仕事は、ヘルパーが来ていない時間帯に6時間ほど仕事をしている。仕事は、朝の仕事を始める時に開始の連絡をして、仕事を終わるのは夕方の5時ごろである。9時から5時まで働いているが、お昼にヘルパーが来て入浴介助をしてもらったり、休憩しながら働いたりするため、1日6時間ほど働いている。月の労働時間は100時間ほどであるため、週25時間ほど働いている。徹夜で働いたりせず、規則正しく生活するようにしている。自宅で働くとメリハリができずにガラガラしてしまいがちであるが、定期的にヘルパーが来てくれているので、規則正しく生活できている。仕事量は、システムの開発やメンテナンスのため、毎日するだけの量がある。5本の指は動かないため、棒を手のひらに固定する自助具を作ってもらい、棒を使ってキーボードを押している。マウスはトラックボールを使用している。両手でキーボードが操作できないため、シフトボタンを押す必要がある時は、シフトロックを使用している。電話は使えるので、携帯電話で顧客と打ち合わせをしたりしている。

パソコン関係の資格は、第二種情報処理技術者の資格を持っている。簡単なホームページであれば作ることができる。パソコンのスキルは、主に障害者の職業訓練施設で学んだ。システム開発は、コンピューター言語が使えなければいけないため、昔はCOBOLやC言語を勉強したが、今はAccess VBAを使っている。学生の時は自動車の免許を持っていたが、今は自動車の運転はできない。

毎月の収入については、障害基礎年金はもらっていない。学生でも国民年金に強制加入しなければいけない時代ではなかったため、国民年金に加入しておらず、無年金障害者となった。その後、無年金障害者の裁判で給付金が支給されることになり、現在は51,400円（1級相当/当時）の特別障害給付金を受給している。生命保険に加入していたので、生命保険の給付金が月4万円ほどある。自宅で生活する重度の障害者に支給される特別障害者手当（月26,810円/当時）を受給している。在宅勤務（在宅雇用）の収入が7～8万円あるため、合計すると約20万円ほどであり、一人暮らしで生活することはできている。住居は分譲マンションに住んでいるため、家賃はかからないが、共益費と修繕積立金が毎月2万円ほどかかる。在宅勤務（在宅雇用）は、正規職員ではなく臨時職員扱いで、時間給・ボーナスなしであるため、病気で働けなくなったりすると収入がないため、不安定である。病気で働けなくなった場合は、両親の遺産を切り崩しながら生活せざるを得ない状態である。在宅勤務（在宅雇用）の時間給について、時間給は上げてもらうことにこしたことはないが、仕事に見合うだけの時間給をもらっているため、それほど不満は感じていない。やはり高い給料をもらうとなると責任やリスクも伴うため、健常者のように動いたりできないことを考えると仕方がないと感じている。支援してもらいながらでないと働けないため、個人事務所を開業することは難しいと感じている。

雇用契約の在宅勤務（在宅雇用）か請負契約の在宅ワークのどちらの方が良いかについては、

働いて収入になるのであれば、特にこだわっていない。以前は請負契約の在宅ワークとして働いていて、3年ほど前からA型の在宅勤務（在宅雇用）に変わったが、収入はほとんど変わらない。A型の在宅勤務（在宅雇用）になったため、厚生年金や健康保険や雇用保険に加入できるようになったが、請負契約の在宅ワークの時と手取りの収入はほとんど変わらないようである。請負契約の在宅ワークの時は、自分でパソコンを買い換えなければいけなかったが、在宅勤務（在宅雇用）に切り替わったため、パソコンの買い換え費用も負担してもらえるとありがたいが、今のところ買い換える必要がないため負担してもらえるかどうかは分からない。仕事で困っていることは特になが、加齢で老眼が出てきて、在宅での仕事ができなくなるのではないかとという不安がある。スマートフォンのアプリ開発の仕事をしてみたいため、スキルアップのための講習会を受講したいが、仕事で忙しく時間的に余裕がない。

Eさんは、1週間に1日しか外出しない生活をしている。病院へも通院すると介助が必要になるため、通院ではなく往診してもらっている。在宅で仕事をしている障害者とはスカイプやメールなどで連絡をとっていない。普段は自宅でテレビを見たり、インターネットをしたりして過ごしている。障害者の団体に加入していないので、障害者同士の交流はない。ラグビー部のOB会など学生時代の友達とは会う機会が時々ある。毎日、自宅に訪問介護や訪問看護でヘルパーや看護師が来るため、いろいろな人と会う機会が多いようである。特に、ヘルパーや看護師は長い人でも2～3年ぐらいで交代するため、深い付き合いはないが、常に20人ぐらいのヘルパーや看護師が自宅に来て介助をしている。

大学生の時にラグビー部に所属していたことや、宅配便や梱包のアルバイトなどをしたりしていたため、人付き合いが嫌いだったり、協力して働くことが苦手というわけではないが、システム開発でパソコンのプログラムを見る仕事は集中力が必要なため、自宅で一人で集中して働く方が良く考えている。プログラムの仕事は、開発者にしか分からない部分があり、一人で仕事をしている。5～6社のシステムの更新・メンテナンスの仕事を担当している。できれば、元気なうちはこの仕事を続けていきたいと思っている。

(6) Fさん

Fさんは、58歳の既婚男性である。子どもが2人いる。現在は、妻と子どもの3人で生活している。頸髄損傷の身体障害者の第1種1級である。Fさんの日常の介助は、専業主婦の妻が主にしている。高校卒業後に、鉄道の電線工事の会社に就職し、電線の電気工事をしてしたが、30歳の時に雨の日に感電して電柱から転落して頸髄損傷となった。労災保険の障害補償年金の給付を受けている。現在は自動車の運転はできないが、iPS細胞で頸髄損傷が治ることを期待して、免許の更新はしている。頸髄損傷で身体障害者となってからは、勤めていた会社も退職し、2年10ヵ月ほど病院でリハビリをしていた。退職後、パソコンは趣味で始めた。近所の人から授産施設の仕事を手伝って欲しいと言われて、パソコンを使ってチラシや広報誌を作成したりするようになった。身体障害者になる前に結婚して子どもが2人いたので、一緒に買い物に行ったり外出することは多く、子どもが少年野球をしていたので、ボランティアで事務局長の仕事もしていた。

46歳ごろの時、重度障害者在宅就労促進特別事業の訓練を受講し、2年6ヵ月の訓練修了後に個人で営業して仕事をするのは難しいため、NPO法人に在宅就業障害者として登録して働くこ

とになった。在宅ワークは10年近くしている。自宅で請負契約の在宅ワークをしながら、NPO法人の事務局長をしている。事務局長の仕事はボランティアであり、給料は出ていない。

在宅ワークでしている仕事は、パンフレットやチラシやポスターの作成、ホームページ作成、名刺作成、編集作業などを行っている。テープ起こしはできない。チラシやポスターの作成については、デザインについての勉強をした。今後やってみたい仕事は、動画の作成の仕事をしてみたいと考えている。ほぼ毎日、1日8時間ほど働いている。ただし、NPO法人の事務局長の仕事もボランティアでしているため、在宅ワークの仕事だけをしているわけではない。在宅ワークの仕事は、もっとしたいと考えている。在宅ワークの仕事で困っていることは、仕事量が少ないということと、顧客の要望に合わせて作り直しをしなければいけなかったりすることである。在宅ワークで月5万円も稼げれば良い方であり、今までの最高でも年間50～60万円稼げるくらいである。在宅ワークの仕事で年間100万円も稼げることはない。特例調整金や特例報奨金に該当することはない。在宅ワークの仕事は、民間企業よりは官公庁からの仕事の方が多い。クラウドソーシングを利用して在宅ワークをすることは、報酬が安くなるため、していない。

在宅ワークの仕事をする上で、自助具は特に使っていない。指が動かないため、キーボードに入力する時は、片手の小指の先を押しあてて入力している。キーボードに入力する時は、タイピングの回数を減らすために、ローマ字入力ではなくひらがな入力するようにしている。マウスも卵形のマウスではクリックできないため、四角いマウスを使って親指の付け根でクリックしている。クリックする時にマウスが滑ると困るので、無線のマウスと滑りにくいマウスパッドを使用している。音声入力は使用していない。音声入力よりも自分の手で入力した方が、リハビリになると考えている。車イスも電動車イスを使うと手を使わなくなるため、なるべく自分の手で車イスは動かすようにしている。

雇用労働で働くことはできないかどうかについて、体温調整が上手く出来ないため、外に働きに行くのは難しいようである。自宅で在宅ワークの仕事をする時にもエアコンで温度調整をしながら働いている。また、トイレも一人で行けないため、外に働きに行くことは難しい。在宅雇用（在宅勤務）で働くことについては、体調を崩しやすいことやトイレや食事などで1～2時間ぐらいかかることもあり、1日8時間を朝から夕方まで決まった時間を働くことが難しい。今は、専業主婦の妻が自動車を運転したり、食事など介助をしてくれているが、外へ働きに行くとなると介助してくれる人が必要であるため、外へ働きに行くことは難しい。

在宅ワークで個人事務所を開業して働くことは考えていないのかどうかについては、個人で営業活動をするよりも障害者の支援団体として活動した方が仕事を発注してもらいやすいことや、自分がNPO法人の事務局長を辞めてしまうとつぶれてしまうのではないかという責任感がある。

なるべく1つの仕事を1人でするのではなく、みんなで協力し合って仕事をするようにしている。仕事を割り振る時に注意していることは、それぞれの在宅就業障害者のスキルや体調などを考慮しながら、障害の特性に合わせて仕事を割り振るようにしている。なるべく平等に割り振る必要があるため、仕事を受注した時は登録している在宅就業障害者に公募をして、応募してきた人の中からスキルや体調や障害の特性などに合わせて仕事を割り振っている。仕事の割り振りや報酬については、スキルの低い人ほど不満が出てくるがなるべく納得して働いてもらうようにしている。在宅就業障害者の体調や生活状況を把握しておく必要があるため、登録している在宅就

業障害者の生活相談を受けることがよくある。登録している在宅就業障害者には、在宅ワークの仕事をするよりも、登録していることで社会参加していると満足してしまい、ほとんど仕事をしていない人もいる。在宅ワーカー同士の連絡は、スカイプやメールや電話でしている。年1回は交流会をしている。携帯電話は介助している妻が持っているのを使っている。

NPO 法人では、1年に何度か研修を実施しているが、障害があるため外に出て行きにくい人が多い。家族の負担にならないように、1ヵ月のうち半分近くは施設のショートステイを利用している人もいる。全体の登録メンバーは16名であり、そのうち、身体障害者13名（うち肢体不自由11名、視覚障害者2名）、精神障害者3名である。特定の障害の人のみが登録して働いているのではなく、異なる障害を持った人同士が協力し合って働くようにしている。これまで在宅ワークから在宅雇用（在宅勤務）へ移行した人も3名ほどいる。在宅雇用（在宅勤務）についても時間給の非正規雇用ではなく、正規雇用の在宅雇用（在宅勤務）に移行した人もいる。

(7) Gさん

Gさんは、52歳の既婚女性である。夫は単身赴任中で長女が東京の大学で下宿しているため、一人で生活している。ヘルパーに週2回来てもらって、自宅の掃除をしてもらっている。網膜色素変性症の視覚障害で、身体障害者の1種1級である。少し光を感じる程度で、ほとんど全盲に近い状態であり、普段は盲導犬を連れて生活している。生まれつき強度の近視のため、幼い時から度の強い眼鏡をかけていたが、網膜色素変性症としての初診日は18歳の時である。そのため、地方公務員で働いていた経験があるが、障害基礎年金を受給している。Gさんは短期大学卒業後に晴眼者として地方公務員で働いていたが、徐々に網膜色素変性症が悪化して働き続けることが困難であったため、30歳の時に地方公務員を退職して、専業主婦となった。退職後に長女を出産し、身体障害者手帳を取得した。手帳を取得した当初は2級だったが、その後に1級となった。

30歳代後半から白杖を使っていたが、同じNPO法人で在宅就業をしている視覚障害者の人が盲導犬を連れてくるのを知り、6年ほど前から盲導犬を連れてくる。盲導犬を連れていても物にぶつかることはあるが、白杖よりも歩くスピードが速くなり、歩くときの安心感がある。

37歳ぐらいの時に、自治体がしていた視覚障害者のパソコン教室を受講した。パソコン教室の講師をしていた人が、その後、重度障害者在宅就労促進特別事業のパソコン講師をすることになり、40歳ぐらいの時に重度障害者在宅就労促進特別事業でパソコンの訓練を受講した。訓練修了後は、在宅就業障害者として登録して働くようになった。10年近く在宅ワークの仕事をしている。地方公務員で働いていた時は、ワープロを使っていたので、パソコンのスキルは退職後の障害者対象の訓練で身に付けた。

現在は、自宅のリビングで在宅ワークの仕事をしている。在宅ワークの仕事以外にも月に2回ほど、視覚障害者対象のパソコン教室の講師も請負契約でしている。在宅ワークの仕事は、忙しい時は、毎日、1日8時間ぐらいしている。仕事がない時でも毎日のメールチェックは欠かさないため、全く仕事をしないということはない。徹夜で仕事をすることはないが、納期が厳しい時は夜遅くまで仕事をすることもある。行政関係の仕事でも直接受注しているわけではなく、民間企業が間に入っているため、仲介手数料を取られて報酬は安い。主にテープ起こしの仕事をしているが、テープ起こしは納期が短く、仕事が多い時と少ない時の繁閑がある。全体的に仕事が少

ないと感じている。テープ起こしの仕事以外では、ホームページのアクセシビリティの検査や、他の在宅就業障害者が文書入力したものを、音声読み上げソフトを使って誤字脱字がないかどうか検品する仕事をしている。テープ起こしは耳鳴りをすることがあり、耳に悪いと感じている。テープ起こしをする時は倍速で何度も聞き直すよりも、一度で集中した方が効率が良いため、普通の速度で集中して聞くようにしている。ただし、インターネットやメールを閲覧する時などは、倍速の一番早い速度にしている。テープ起こし用のソフトは、無料の「Key-Player」を使っている。音声読み上げソフトは、無料の「NVDA (Non Visual Desktop Access)」と「PC-Talker」の両方を使っている。インターネットやメールの閲覧をする時は、「PC-Talker」に対応したインターネット読み上げソフトの「Net Reader」と、メールの音声読み上げソフトの「My Mail」と、辞書検索ソフトの「My Dic」を使っている⁵⁾。携帯電話はスマートフォンではないが、らくらくフォンの音声読み上げ機能を使用している。

今後もっとしたいと考えている仕事は、行政関係のホームページのアクセシビリティの検査の仕事である。障害者優先調達推進法があるので、地方自治体の審議会のテープ起こしの仕事が来たりするが、全体的に仕事量が少ないと感じている。在宅ワークの仕事をしていてトラブルを経験したことはない。困っていることは、仕事を発注する側の企業が在宅就業障害者に仕事を発注しているため、健常者よりも安い単価で仕事をしてくれると思いついでいることである。パソコン本体の更新費用がかかるのは仕方のないことだと思っているが、「PC-Talker」など音声読み上げソフトに関しては自治体から数年おきに補助が出るので利用するようにしている。

Gさんは、テープ起こしの専門的な教育訓練を受けてみたいと考えている。仕事に関して誰かからの介助は必要ない。テープ起こししたデータについては音声読み上げソフトを使って自分で確認しているが、最終的には専門の校正の人が、誤字脱字がないかを検品している。ホームページを作成するスキルは持っており、趣味で自分のホームページを開設している。自分のホームページを自分の目で見ることはできないため、デザインや見え方などについては、晴眼者の人に見てもらって修正するようにしている。

テープ起こしの在宅ワーカーとして個人事務所を開業することについては、テープ起こししたデータを専門の校正の人に検品してもらったりしているので、開業は難しいと考えている。NPO法人で在宅就業障害者として登録して働き続けるメリットとして、仕事を紹介してもらえろということ、10年近く続けてきた仲間同士の絆があると感じている。NPO法人で登録して働き続けることで、パソコンさえあれば障害者でも働くことができるということをもっと広めていきたいと考えている。

パソコン関係の資格は持っていない。あはき師の資格を取らなかったのかということについては、20歳代後半の時に通院していた大学病院の医療ソーシャルワーカーから勧められたが、地方公務員の仕事を辞めて通学しなければいけなかったことや、その頃は視覚障害者になるほど目が見えなくなるとは思わなかったため、あはき師の資格を取ろうとは思わなかった⁶⁾。

雇用労働が良いか在宅ワークが良いかについては、地方公務員として働いていた経験があるので、雇用労働の方が安定した収入が得られると考えている。長女が大学生でお金がかかるため、短時間労働の障害者雇用で働きたいと思って仕事を探したことがあるが、雇ってもらえる会社がなかった。ハローワークから在宅雇用（在宅勤務）の仕事を紹介されたことがあるが、時給700～

800円で年収120～130万円ぐらいの収入の仕事であり、夫の扶養から外れることや月2回は遠方に出勤しなければいけないため、在宅雇用（在宅勤務）の仕事はしなかった。

クラウドソーシングの会社に登録して在宅ワークの仕事をしてみようとは思わないかどうかにについては、報酬の支払いなどでトラブルがないかどうか不安であることや、クラウドソーシングの仕事をしている時にNPO法人から仕事が来ると困るため、クラウドソーシングの会社には登録しなかった。

在宅ワークをしていて孤立感を感じることはない。在宅ワークをしている障害者とは、スカイプやメールや電話で連絡を取っている。フェイスブック、インスタグラム、ライン、ツイッターなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は、画像や動画やスタンプを見ることが出来ないため、視覚障害者にとって使いにくいようである。地方公務員をしていた時の方が職場の人間関係に気を遣うことがあったが、在宅ワークの仕事で人間関係を煩わしいと感じることはない。

(8) Hさん

Hさんは、33歳の男性で未婚の独身である。統合失調症で精神障害者の2級である。現在は母親と2人で暮らしている。父親は5～6年前に他界し、3つ年上の兄は結婚してHさんとは一緒に暮らしていない。

Hさんは、高校卒業後に東京の大学へ進学したが、友達ができずに一人であることが多かった。東京では一人で生活していたが、大学1年生の夏ごろから幻聴が聞こえるようになり、隣人が盗聴や盗撮をして監視していると被害妄想を抱くようになったため、住んでいる所を引っ越すことにした。引っ越しをしたが、幻聴や監視されているという被害妄想は治らず、大学でも異常な行動をするようになり、精神病院に入院することになった。大学は中退している。入院後1ヵ月で症状が改善されたため退院することになったが、2ヵ月ほどで症状が悪化したため再び3ヵ月間入院することになった。入院中に兄からプレゼントされた小説を機に、小説に興味を持ち始めることになる。小説を読んでいる間は集中して自分の世界に入ることができたため、症状が安定した。21歳の時に読んだ知的障害者が脳手術を受けて天才になるSF小説に感銘を受け、統合失調症の自分自身の体験をもとに小説を書きたいと思うようになる。最初の頃は、インターネットの投稿サイトで小説を発表していたが、面白いと評価してくれる書き込みが自信につながり、小説を書くことに喜びを感じるようになった。31歳の時に出版社のコンテストで新人賞を受賞し、小説家として初めての著書を出版することになった。翌年には2冊目の小説を出版するまでになっている。2冊とも外国語版も出版されている。

Hさんは、障害基礎年金と小説家としての印税だけでは生活できないため、就労継続支援B型事業所でホームページ作成の仕事と、自宅でホームページ作成の在宅ワーク（請負契約）をしている。ホームページ作成の在宅ワークでは年収100万円にもならないため、年金暮らしの母親と一緒に生活している。就労継続支援B型事業所の利用料は払っていない。就労継続支援B型事業所での作業は、週3日の午前中の3時間だけ働いている。午後は小説を読んだり書いたりする仕事をしている。それ以外の時間は、自宅でホームページ作成の在宅ワークをしている。在宅ワークの仕事は忙しい時期と暇な時期がある。忙しい時期だと毎日のように仕事をしているが、

普段は週2～3日ほどである。1日の労働時間も6時間ぐらいまでが限度である。体調を崩すので徹夜で仕事をすることはない。薬の副作用が強く、ボーとして何もできないことが多いようである。薬の副作用が強く自動車教習所に定期的に通うのが難しかったが、苦勞して最近ようやく自動車免許を取得した。

精神病院を退院後の20歳の時に精神障害者保健福祉手帳を取得して、地域障害者職業センターで障害者の職業訓練を受講し、21歳の時に民間企業に障害者雇用で就職した。就職後3ヵ月で勤めていた会社が倒産したが、体調不良で勤務状況が悪く解雇されそうな状態であったため、地域障害者職業センターから、障害者にパソコンの職業訓練をしているNPO法人を紹介してもらうことになった。NPO法人での訓練修了後は、在宅就業障害者として登録して働くことになり、10年近く在宅ワークの仕事をしている。

自宅で在宅ワークの仕事をするのが良いか、雇用労働で外に働きに出るのが良いかについては、以前、自宅で在宅ワークの仕事をしなが、短時間労働の障害者雇用で外に働きに出たことがあるが、自分のペースで働けないことや人間関係でうまくいかずに仕事を辞めたため、雇用労働の方が安定しているが外へ働きに行くのは難しいと感じている。統合失調症の病気のため、自宅で働いていると気分が落ち込んだり、生活のメリハリができずに自宅でボーとしていたり、ポケットWi-Fiを使って図書館やカフェなど気分転換をしながら働ける方が良いと感じている。小説家としてデビューする前であったため、ホームページ作成の在宅ワークだけで生活できるようにならないといけないと思い、独学でパソコンの勉強をするようになり、障害者の技能競技大会で受賞するようになった。

在宅ワークの仕事は主にホームページの作成をしている。ホームページの作成以外では、文書入力やデータ入力の仕事をするができる。テープ起こしの仕事は、頭が痛くなるのでしないようにしている。WordPressやプログラミング言語のPHPはできるが、プログラミングやデザインを本格的に学んでみたいと考えている。プログラミングや携帯電話のアプリ開発など新しい技術には興味がある。文章を書くことが好きなので、小説でなくてもホームページの記事を書いたりするライティングの仕事もしてみたいと感じている。パソコン関連で持っている資格は、「マイクロソフト認定アプリケーションスペシャリスト (MCAS)⁷⁾」である。

これまで在宅ワークの仕事で困った事は、自分のスキルが足りないために何度も作り直しをしたことである。NPO法人から紹介される在宅ワークの仕事は、官公庁や公益法人からの仕事が多いため、納期が厳しくて困るということはない。報酬についても大手のクラウドソーシングサイトの相場と同じぐらいであるので、安くて困っているということはない。NPO法人に登録して在宅ワークの仕事をするのではなく、大手のクラウドソーシングに登録して在宅ワークの仕事をしていないのかどうかについては、クラウドソーシングサイトでトラブルになったら嫌だと感じることで、報酬面で違いがないのでNPO法人に登録して働いた方が自分たちの仲間や居場所を確保できると考えている。在宅ワーカーとして独立して個人事務所を開業することは考えていないのかという質問に対しては、自分で営業活動ができないことや、NPO法人に手数料が取られるがNPO法人が潰れてしまうと自分たちの居場所や仲間を失ってしまうので、登録している在宅ワーカーで支えていかなければいけないと感じている。

日常生活や仕事をする上で誰かの介助は、必要ない。身体障害ではないので、誰かの介助が必

要ということはないが、頭がうまく機能しないためにボーッとしていたり、気分が沈んだりする。在宅ワークの仕事をするために、自助具も使っていない。在宅ワークの仕事をしていて孤立感を感じることはない。NPO 法人で登録している在宅就業障害者とは、スカイプやメールや電話で連絡を取り合ったりしている。NPO 法人では、頸髄損傷や視覚障害の人も在宅ワーカーとして登録して働いており、気持ちが落ち込んでいる時に相談にのってもらったり、逆に視覚障害で見えないで困っている時は代わりに読み上げて教えてあげたり、助け合っている。ホームページの作成はパソコンの技術だけでなく、デザインや芸術的センスも問われる仕事であるため、一人で仕事をしている。文書入力などの作業は、NPO 法人の在宅ワーカーで仕事を分け合っている。NPO 法人から紹介される在宅ワークの仕事は少ないが、自分のスキルにあった仕事を紹介してもらっているので、NPO 法人に不満は感じていない。NPO 法人には、これまでお世話になっており、育ててもらったと感じている。ホームページ作成の在宅ワークで、1社から年間35万円以上の仕事を請け負って特例調整金や特例報奨金に該当することは可能かどうかという質問については、年間10万円ぐらいであれば可能であるが、35万円は難しいということであった。将来的な目標は、小説家として生活できるようになって所帯を持つようになることであるが、当面の目標はホームページ作成の仕事で年間100万円以上を稼げるようになることと、3冊目の小説を出版することであると考えている。

Ⅲ インタビュー調査の考察

(1) 頸髄損傷者の場合

AさんとBさんとFさんは、自動車事故や仕事中の事故で頸髄損傷の重度障害者になり、障害年金や自動車保険や労災保険などの給付を受けている。そのため、最低限生活するための所得保障があるため、生活費を稼ぐために働いているというよりは、生きがいや社会参加を求めて働いている。より裕福な生活がしたいのであれば、無理をしても在宅勤務（在宅雇用）などの企業に雇われて働くこともできるかもしれないが、「収入」よりも「自由な時間」や「人とのつながり」や「生きがい」を重視している。頸髄損傷の人の中には、Aさんのように交通事故後は働く意欲もなく、自暴自棄になって自宅にひきこもってしまっている人も少なくない。特に、受障初期は障害を受容できず、生活するのに必要な情報を入手することができず孤立状態に陥ってしまうようである。さらに、それまで出来ていたことが出来なくなることで、自尊心が傷つけられ、鬱病など精神的に落ち込むこともありうる。Bさんによると、特に、近年はインターネットを利用する人が増えたため、ベッドの上でタブレット端末を使ってインターネットのゲームやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を一日中して、ひきこもっている人が増えているようである。ここで注意が必要なことは、AさんやBさんやFさんが、収入よりも自由な時間や生きがいを重視して仕事を選んでいることに対して、「甘えている」や「怠けている」と捉えるべきではない。交通事故後に障害者となり、すぐに立ち直って仕事をしようと思うようになる人はほとんどいない。たいていの人は、自暴自棄になり数年間から十年以上も自宅でひきこもり生活を経験している。中には立ち直ることができずに自殺することを考える人もいるのではない

だろうか。そう考えると、自宅にひきこもって仕事をせずにインターネットでゲームやSNSをしている生活は、立ち直って仕事をしようという意欲が湧いてくるようになるための心のリハビリ期間であるとも捉えることができる。頸髄損傷の人は、Eさんのようにラグビーや柔道や水泳などのスポーツでの事故や交通事故で障害者になる人が多い。健常者でもある日突然、交通事故や趣味のスポーツの事故で障害者になるかもしれない。全ての人が障害者になるかもしれないことを考えれば、他人事で済まされることではなく、もしも自分が障害者になった時の最低限の生活をするための所得保障は重要である。ましてや障害者は甘えているや怠けていると捉えて、障害年金の給付額を削減して、無理やり働かないと生活できないようなことをするべきではないであろう。ただでさえ障害者になって自暴自棄になっている上に、障害年金の給付額を削減して生活するために無理やり働かそうとすれば、自殺を選ぶ人が増加してしまうかもしれない。むしろ、いきなり就労による経済的自立をさせようとするのではなく、まずは社会参加したいという意欲が湧いてくるような粘り強い社会生活自立のための支援が必要である。すなわち、受障初期に必要な支援は心の支援やピアサポートであり、気持ちの整理をして障害の受容をすることができるようになれば、これまで障害のためできないと思っていたことができるようになり、自信回復して働きたいと思うようになるであろう。

(2) 視覚障害者の場合

CさんとDさんは、NPO法人が運営する就労継続支援B型事業所の利用者である。就労継続支援B型事業所の利用者数は26名で、1日あたり平均17名程度が通っている。主に視覚障害者が多いが、知的障害や精神障害の人も利用している。NPO法人を利用している視覚障害者のほとんどは、病気で視覚障害になった人たちであり、点字ができる人は少なく、音声読み上げソフトを利用している。

2012年3月の行政通知により、就労継続支援A型事業と就労継続支援B型事業でも通所ではなく在宅就業支援が可能となったため、NPO法人ではテープ起こしの在宅ワークは就労継続支援B型事業の在宅就業支援として⁸⁾している。ただし、在宅就業障害者支援制度の在宅就業支援団体は、自宅で在宅ワークの仕事をするだけでなく、就労継続支援B型事業でも特例調整金や特例⁹⁾報奨金に該当するようになっている。

テープ起こしの在宅ワークは、多い時で年間80万円ぐらいあった時もあるが、現在は年間34～35万円程度である。2015年4月より特例調整金や特例報奨金の年間評価額が105万円から35万円に引き下げられたため、35万円以上の在宅ワークの仕事を発注した企業は特例調整金や特例報奨金が支給されることになっているが、在宅ワークの仕事の発注元が企業ではなく地方自治体であり、特例調整金や特例報奨金は支給されていない。

Cさんは、あはき師の資格を持っているが、あはき師として働くことにあまり熱心ではない。この点について、視覚障害者の田中徹二（2015）によると、視覚障害者で「あん摩、はり、きゅうで成功したという話はあまり記憶にありません。公務員あるいは社会保険に加入している企業に就職していた場合、失明が確定した段階で、医師の判定書を添えて申請すれば障害年金が支給されます。それがあると家族の状況にもよりますが、生活はなんとかやっています。気がすすまないあん摩をするより、のんびりしているほうが楽だ、人間の業かもしれません。…（中略—

引用者) …晴眼者があん摩、はり、きゅうを勉強する学校はたくさんあります。しかも民間ですから、月謝は高いようで、卒業するまでに何百万円もかかります。ですから晴眼者がこの職業にかける意気込みは、そもそも当初から視覚障害者とは違うのです。軽い気持ちで開業しても、晴眼者にはとても勝てません¹⁰⁾」と述べている。

CさんとDさんは、NPO法人へ通って軽作業をしたり、病院へ通院したり、訪問マッサージの仕事をしたりしているため、自宅に引きこもっているというよりは、人と会うことに楽しみを感じて活動的に生活している。また、配偶者が働いていたり、両親と同居していたりするため、経済的に生活に困っているというわけではないため、高収入を求めて企業で雇われて働くことよりは、生きがいや人と会う楽しみを求めて仕事をしている。しかし、NPO法人の理事長によると、NPO法人の利用者の中には、無年金で生活保護を受給している障害者もあり、生活保護から住宅扶助が支給されるため、生活保護を受給している障害者は一人で暮らしている。大半の利用者は、両親や配偶者と同居している人が多いため、家賃や生活費は困らないが、両親や配偶者が死亡した後の生活に不安な人が多いようである。特に、障害基礎年金しかない場合は、経済面で心配であるが、外出したりする時に家族に付き添ってもらっている人も多いため、生活面でも不安な人が多いようである。

脊髄性筋萎縮症の重度障害者で寝たきりでありながら会社社長をしている佐藤仙務(2014)によると、「障がい者は大きく2つのパターンに分かれる。1つはなるべく健常者と同じような生き方を目指す人。もう1つは障がい者として障がい者の生き方をしていく人だ。このどちらが良いとは言えないし、それはその人自身の生き方だと思う¹¹⁾」と述べている。そして、障害者が自立するという場合、自立には2種類の「じりつ」があると考えており、「障がい者の多くは自立を目指す。だが、それは人それぞれの状況によって叶ったり叶わなかったりする。それに対して、自分を律するほうの自律ならば、障がいの度合いやなんかに関係がなく行うことができるんだ。これは自分のことを自分でコントロールすること、つまりは自分の置かれた環境や障がいという状況の中で、自分を持って生きることなんだ¹²⁾」と述べている。すなわち、障害者の中には、健常者と同じような生き方を目指して自立しようと頑張っている人もいれば、障害者として障害者の生き方をしようと自律した生活を目指している人がいるということである。このことは、健常者と同じように企業で雇われて働く生き方をしている障害者だけが自立しているのではなく、在宅ワークで働きながら、生きがいや楽しみを重視して生活している障害者も自律した生活をしていると捉えることができるのである。

また、美学・現代アート研究者の伊藤亜紗(2015)によると、視覚障害者は回転寿司や自動販売機で自分が欲しいものを選べないことがあるため、ロシアンルーレットやおみくじを引くようなゲーム感覚で楽しんで生活しているとしている。障害は本人の問題ではなく社会の側に障害があると「社会モデル」の立場からすると、視覚障害者でもちゃんと回転寿司や自動販売機で自分の欲しいものを選ぶことができるように環境を物理的に変革しなければいけないのであるが、目が見えないことが不幸で健常者より劣っている、健常者よりマイナス(引き算)であるとは考えていない。むしろ、マイナス(引き算)ではなく「変身」と捉えて、目が見えなくても健常者とは違う「環世界」を見ており、ユーモアで楽しく生活していることが述べられている。

在宅ワークで働いている障害者は、障害年金や労災保険を受給していたり、両親や配偶者と同

図表1 特例調整金と特例報奨金の支給件数・支給総額

		2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
特例調整金	件数	5件	5件	9件	7件	9件	10件	11件	12件	11件	10件	12件	16件
	支給総額	567千円	756千円	4,851千円	3,780千円	4,442千円	4,410千円	4,221千円	5,418千円	5,103千円	6,342千円	6,006千円	6,951千円
特例報奨金	件数	1件	2件	3件	1件	3件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	支給総額	51千円	102千円	153千円	51千円	115千円	51千円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
合計	件数	6件	7件	12件	8件	12件	11件	11件	12件	11件	10件	12件	16件
	支給総額	618千円	858千円	5,004千円	3,831千円	4,557千円	4,461千円	4,221千円	5,418千円	5,103千円	6,342千円	6,006千円	6,951千円

注)：2006年度は支給実績なし。

出所)：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構からの情報提供により筆者作成。

居しているため、家賃や生活費に困らないが、両親や配偶者が死亡した後の生活に不安な人も多い。また、外出する時に家族が付き添いをしていたり、食事やトイレの介助が必要な人もおり、両親や配偶者が死亡した後の生活に不安がある。Eさんのように、障害基礎年金が受給できず、既に両親が他界しているような場合、請負契約の在宅ワークではなく、無理をしてでも在宅雇用（在宅勤務）で働かざるを得ない状況である。在宅ワークで働いている障害者は、健常者と同じように企業に雇われて働く生き方ができないが、在宅ワークで働きながら、生きがいや楽しみを重視しながら自律した生活をしようとしている。まるで、ロシアンルーレットやおみくじを引くようなゲーム感覚で、マイナス（引き算）ではなくユーモアで楽しく生活しようと頑張っている。彼らが、「雇われて働くこと」を選択できない環境の下で、「収入」よりも「自由な時間」や「人とのつながり」や「生きがい」を重視して楽しく生活しようとしているからであり、在宅ワークが人生のライフステージの中での一時的な就労形態ではなく、在宅ワークを選択せざるを得ない環境下で、不安定な低収入の労働に固定化されている。

IV 要約と含意

最後に、本稿で明らかにした在宅就業障害者の実態と在宅就業障害者支援制度の問題点について、整理しておきたい。

まず、インタビュー調査から明らかになったことは、特例調整金や特例報奨金の支給基準が在宅就業障害者の実態にあっていないということである。図表1によると、特例調整金や特例報奨金の支給基準が厳しいため、支給件数や支給額が少ない状況である。発注元の企業が、特例調整金や特例報奨金を支給されるためには、在宅就業している障害者へ支払った工賃の総額が105万円以上にならないと支給されないようになっている。このため、2015年4月より特例調整金と特例報奨金は、小口発注にも支給されるように変更され、評価額が105万円から35万円に変更となり、調整額も6.3万円から2.1万円に、報奨額も5.1万円から1.7万円に変更となった。しかしなが

図表 2 支援団体の類型

A	ワークスネット, 研進, パソナテック, コバルト, まるく
	在宅就労支援事業団, JCI Teleworkers' Network
B	バーチャルメディア工房ぎふ, トライアングル西千葉
C	東京コロニー, 大阪市障害者福祉・スポーツ協会, かがわ総合リハビリテーション事業団, 岡山県身体障害者福祉連合会

出所)：筆者作成。

ら、在宅就業障害者の実態に適合していないため、特例調整金や特例報奨金の支給件数は急増しなかった。在宅就業障害者は、外に働きに行けない重度重複障害者であるため、体調を壊しやすく仕事を継続的にできないことが多い。さらには、最低賃金制度や最低賃金制度のような規制がないため、報酬が低く、年間35万円に達するには相当な労働時間が必要である¹⁴⁾。一方、在宅就業支援団体と在宅就業障害者の実態を見てみると、発注元が「民間企業」ではなく「官公庁」であったりするため、年間35万円以上であっても特例調整金や特例報奨金の支給要件に該当しない。

また、2013年4月に障害者優先調達推進法が施行された¹⁵⁾。これにより在宅就業障害者の仕事が増える可能性がある。ただし、官公庁から発注される仕事については、膨大な量であるため、1ヵ所の在宅就業支援団体が受注できる能力を超えている場合が多い。在宅就業支援団体も相互に連携してネットワークを構築することで、共同受注できるようにする必要があるが、官公庁も各団体の実態や特性を把握した上で、仕事を細分化して発注するような工夫が必要である¹⁶⁾。

それでは、なぜ在宅就業支援団体が共同受注できないのかという点について、在宅就業支援団体がそれぞれ異なる歴史的背景を持っており、一枚岩ではないといえることができる。在宅就業支援団体を類型化すると、図表2のように3つの類型に分けることができる。類型化のポイントとなる指標は、「ビジネス志向」か「サポート志向」という点と、「居場所づくり・社会参加」か「就労自立」という点の2つである。3つの類型とは、「(A)ビジネス志向型」、「(B)当事者設立型」、「(C)サポート志向型」である。

まず、「(A)ビジネス志向型」とは、組織形態は株式会社やNPO法人であるが、取引先が大企業であったり、大企業を退職した人が役員をしているため、営業能力や仕事上のつながりがあり、仕事継続的にある団体となっている。「(A)ビジネス志向型」では、特例調整金や特例報奨金の該当ケースがあり、在宅就業障害者支援制度の恩恵を受けている団体である。

次に、「(B)当事者設立型」とは、2000年に始まった「情報機器の活用による重度障害者の社会参加・就労支援連携モデル事業」を契機に、当事者が集まって設立した団体であり、組織形態はNPO法人であることが多い¹⁷⁾。そもそも国や自治体からの補助金に依存して設立されたため、経営基盤は脆弱である。仕事も継続的にあるわけではなく、趣味や居場所づくりで登録している在宅就業障害者も多い。特例調整金や特例報奨金には該当せず、在宅就業障害者支援制度の恩恵を全く受けていない団体である。

また、「(C)サポート志向型」とは、社会福祉法人や公益財団法人であるが、自治体の施設を運営しており、重度障害者のための働く場づくりを目的としている団体である。自治体からの補助金や企業からの寄付金で在宅ワークの支援をしており、在宅ワークで独立して採算が取れるという状態ではない。主に、筋ジストロフィーなど重度障害者を対象にしており、特例調整金や特例

報奨金には該当しないため、在宅就業障害者支援制度の恩恵は受けていない。

そもそも在宅就業障害者支援制度では、特例調整金や特例報奨金は在宅就業支援団体に入らないため、在宅就業支援団体の経営基盤は安定しない。しかしながら、「(A)ビジネス志向型」では、取引先に特例調整金や特例報奨金が入るため、取引先への営業ツールとして利用できるメリットがある。「(B)当事者設立型」と「(C)サポート志向型」では、特例調整金や特例報奨金に該当しないため、在宅就業障害者支援制度の恩恵を全く受けていない。

さらに、在宅就業支援団体が仲介手数料を高く設定することができず、在宅就業支援団体への助成金もないため、経営基盤が安定しない構造的な問題点を抱えている。また、雇用労働の在宅勤務の場合、在宅勤務コーディネータなどの配置・委嘱助成金が障害者雇用納付金制度の障害者介助等助成金から支給されるが、在宅就業では在宅就業コーディネータが必要であるにも関わらず、配置・助成金が在宅就業支援団体へ支給されない。ましてや仕事の営業開拓担当の職員を配置するような余裕もない。

そこで「在宅就業支援団体等活性化助成金」は、在宅就業支援団体の経営基盤が脆弱であるため、2012年度と2013年度に実施された。助成金を交付された団体は、「(A)ビジネス志向型」が多く、「(B)当事者設立型」と「(C)サポート志向型」が少ない。本来であれば、「(B)当事者設立型」を中心に「在宅就業支援団体等活性化助成金」を交付しなければならないが、厚生労働省も実績の少ない団体へ交付しにくいいため、活性化計画を達成できそうな「(A)ビジネス志向型」に交付せざるを得ない問題点がある。在宅就業障害者は重度重複障害者であるため、体調を崩すことがよくあり、仕事があっても助け合って仕事をする体制が整っていないと、支援担当の職員が納期までにしなくてはいけないことになり、職員の負担が大きい。特に、法定雇用率の引き上げや景気回復による人手不足などから雇用契約の求人が増えており、重度でも労働能力の高い障害者は雇用労働を選択するようになっており、在宅ワークで働いている障害者は減っている状況である。労働能力の低い重度の障害者が在宅ワークの仕事をしている状況である。さらに、都市部は交通の便も良く車イスや視覚障害者でも通勤しやすいことから、雇用労働で働いている人が多い。在宅就業支援団体へ在宅ワークの仕事がしたいと問い合わせの電話やメールが来ることがあるが、身体障害者よりは精神障害者や難病の人で、雇用労働で働いていたが体調が良くないので働けなくなったため、在宅ワークの仕事希望している。精神障害者や難病の人でも都市部に在住というよりは、仕事の少ない地方に在住の人から連絡が来ることが多くなっている。実態として、現在は在宅ワークで働いている障害者は少なく、在宅就業支援団体の登録のために名前だけ貸してもらって、登録条件の10人を満たしているような団体も散在している。そのため、実際に在宅ワークの仕事をしている障害者は、2～3人ほどであり、常に仕事をしているわけではなく、ときどき仕事をしているような状態である。

第四に、雇用率未達成企業から徴収した障害者雇用納付金を、雇用以外の就労形態である在宅就業に対して特例調整金や特例報奨金として支給している点が問題である。そもそも障害者雇用納付金制度の目的は、企業が障害者を雇用する時に、作業施設や作業環境の整備・改善に金銭的な負担がかかるため、雇用率未達成企業から納付金を徴収し、雇用率達成企業へ調整金や報奨金を支給することで、金銭的な負担の格差を解消することであった。本来の目的から考えると、在宅就業で働く障害者を増やすためのものではないはずである。

さらに、2013年に改正障害者雇用促進法が成立し、2018年4月より精神障害者も雇用義務化されることになった。これにより障害者雇用率が、2.0%から2.2%に引き上げられることになるが、その場合、企業から在宅就業障害者への一定額以上の発注も一人分の雇用とみなして障害者雇用率に含めるべきだという議論がある。¹⁹⁾例えば、在宅就業支援団体である株式会社研進代表取締役の出縄貴史は、「在宅就業障害者支援制度」を「請負就業障害者支援制度」に名称変更することで、就労継続支援B型事業や就労移行支援事業で行われている請負契約の清掃作業や農作業、さらにはクッキー・パン販売なども含めて、みなし雇用率を導入すべきと提言している。²⁰⁾みなし雇用率の提案は興味深い²¹⁾が、在宅就業障害者支援制度は、就労継続支援B型事業や就労移行支援事業とは、切り離して別個の制度を創設すべきである。就労継続支援B型事業や就労移行支援事業については、実態に即して労働基準法が適用される場合があり、みなし雇用率を導入することで脱法行為（＝偽装雇用）が増大しかねないことにも注意する必要があるだろう。すなわち、雇用労働については従来からの障害者雇用納付金制度と障害者雇用率で対応することとし、就労継続支援B型事業や就労移行支援事業で行われている請負・委託契約の作業については、在宅就業障害者支援制度から切り離して「請負就業障害者支援制度」が現行の法定雇用率の上²¹⁾にみなし雇用率を新たに創設して対応するようにする。その上で、在宅就業障害者支援制度については、特例調整金や特例報奨金を廃止し、在宅就業障害者の登録人数にあわせて在宅就業支援団体への助成金を支給するようにすべきである（図表3を参照）。助成金の財源については、これまで2012年度から2013年度にかけて、在宅就業支援団体活性化事業（在宅就業支援団体等活性化助成金）が2012年度は2100万円、2013年度は4200万円の予算で実施されている。2014年度から2015年度にかけては、「障害者の在宅就業に関する調査研究事業」が1000万円の予算で実施されている。²²⁾2017年度はマッチング事例集を作成するため、在宅就業障害者支援推進事業が2400万円の予算で実施され、2018年度はノウハウブックを作成するため、在宅就業障害者支援推進事業が2300万円の予算で実施されている。²³⁾これらの予算を助成金にすることで、年間1000万円程度の助成金を在宅就業支援団体へ支給することができるのではないだろうか。

この点について、厚生労働省「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」が、2018年7月30日に発表した「報告書」でも、「制度自体を、フリーランス的な働き方をする在宅就業者のための枠組みと施設就労者のための枠組みの2つに分けて整理し直すことも考えられるのではないか」と明記している。²⁴⁾また、「在宅就業支援団体が、職業能力の向上に積極的に取り組み、利用者の一般雇用への転換等を実現することに対して、障害福祉サービスとは別に個別の助成措置を講ずることも考えられる」と明記している。²⁵⁾在宅就業支援団体の中で一番の稼ぎ頭である在宅就業障害者を一般雇用へ転換させると在宅就業支援団体として経営が成り立たなくなってしまう問題点について、一般雇用への転換を実現すれば在宅就業支援団体へ個別の助成措置を講ずるとい²⁵⁾う指摘は重要であるが、一般雇用への転換が困難な人工呼吸器をつけてベッドの上で働いている重度障害者を支援しているような在宅就業支援団体は助成金を受給することができない問題点がある。かつての「在宅就業支援団体等活性化助成金」のように実績の少ない団体が助成金を受給できないようなことがないように、在宅就業障害者支援制度の事業実績を就労自立支援だけで捉えるのではなく、居場所づくりや孤立防止などの社会生活自立支援としても捉えた方が良く²⁵⁾であろう。

図表3 在宅就業障害者支援制度の改革提案の概要

雇用労働	障害者雇用納付金制度	= 法定雇用率 2.2%
就労継続支援B型事業 就労移行支援事業	請負就業障害者支援制度	= みなし雇用率 0.2%程度
在宅就業	在宅就業障害者支援制度 特例調整金と特例報奨金の廃止	= 助成金 1,000万円程度

出所)：筆者作成。

[付記] 本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金（若手研究(B)）／課題番号15K17237）及び（学術研究助成基金助成金（基盤研究(C)）／課題番号18K02088）の研究成果の一部である。

注

- 1) 2008年1月18日に厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課が発表した『身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査』によると、2006年7月1日現在で内職に従事する身体障害者は約1万人、精神障害者は約5千人と推計されている。
- 2) 厚生労働省の「在宅就業支援制度の周知・啓発事業」（委託事業）により、2012年3月1日に開催された。
- 3) 改正点として、「在宅ワーク」から「自営型テレワーク」と定義を変更し、請負契約以外の準委任契約や、自宅だけでなく自宅に準じた自ら選択した場所で就業した場合も含まれるようになっている。また、クラウドソーシングなどの仲介事業者についても定義し、仲介手数料や知的財産権の取り扱いなど仲介事業者に求められるルールを追加している。その他に、募集の段階でのトラブルを防止するため、募集内容の明示や物品の強制購入の禁止などが追加されている。しかしながら、クラウドソーシングの仲介手数料の明示や著作権の取り扱いなどを追加しただけで、法的拘束力はなく、報酬の最低限の規制については触れられないままとなっている。
- 4) 障害者総合支援法では、自宅で在宅ワークの仕事をしている間は、ヘルパーを利用することができないため、介助なしでトイレに行かなくてはいけない問題点がある。この点について、2019年12月16日に開催された第94回労働政策審議会障害者雇用分科会で、市町村が実施する地域生活支援事業に通勤・就労時の身体的な介護を追加することを検討する方針が示された（『朝日新聞（東京本社版）』2019年12月17日朝刊、3頁）。
- 5) 視覚障害者でスマートフォンを使用している人は、タップやフリックが難しいため、iPhoneのSiriを使用しているようである。Windowsにもナレーターというスクリーンリーダーが使えるようになったため、使用している視覚障害者の人はいるようである。
- 6) 視覚障害者が保険診療のあはき師の仕事をしようとする、レセプトの書類作成が必要となるため、晴眼者でレセプトの書類を作成してくれる人が家族にいないと難しいようである。
- 7) 2010年6月より、マイクロソフトオフィススペシャリスト（MOS）に名称変更されている。
- 8) 『「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について』（障障発0330第6号通達／2012年3月30日）。また、2015年4月より就労移行支援事業でも在宅就業支援が可能となった（障障発0331第3号通達／2015年3月31日）。
- 9) 自宅だけでなく就労移行支援事業所や、就労継続支援（B型）のうち就労移行支援体制加算の算定対象となる事業所、障害者雇用支援センターも含まれている。詳しくは、自宅以外に、①障害者が業務を実施するために必要な施設及び設備を有する場所、②就労に必要な知識及び能力の向上のために

- 必要な訓練等が行われる場所，③障害の種類及び程度に応じて必要な職業準備訓練が行われる場所，④その他これらの類する場所となっている。
- 10) 田中徹二（2015）の13-14頁より引用。
 - 11) 佐藤仙務（2014）の76頁より引用。
 - 12) 佐藤仙務（2012）の79頁。
 - 13) 実際に，就労継続支援B型事業や小規模通所授産施設で支払われている平均月額工賃は，2006年度で1人あたり1万2,222円であり，2011年度で1万3,586円であった。「工賃倍増5カ年計画」で2007年度から2011年度までに工賃を倍にする計画であったが，実現できていない
 - 14) 山崎憲（2017）によると，ドイツでは「クラウドワーク法」の導入や，従来の家内労働法（Heimarbeit）の規定を準用する手法が可能性として検討されている。
 - 15) 調達実績は，2013年度は各府省庁などの国が5.6億円で独立行政法人や地方公共団体も含めた合計が123億円，2014年度は国が6.4億円で合計が151.3億円，2015年度は国が6.44億円で合計が157.23億円，2016年度は国が8.17億円で合計が171.15億円，2017年度は国が8.56億円で合計が177.93億円，2018年度は国が8.85億円で合計が178.41億円となっている。
 - 16) 五十嵐意和保（2019）によると，「発注先の情報がない場合であっても，容易に発注を可能とするよう各都道府県等に共同受注窓口が用意されている」（30頁）。
 - 17) もともとは，1998年に始まった「障害者に対する在宅就労支援事業」が発端であるが，その後，「情報機器の活用による重度障害者の社会参加・就労支援連携モデル事業」は，2005年に「重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）」へととなっている。
 - 18) 在宅就業支援団体の支援担当職員からの聞き取り（2017年10月25日）。
 - 19) 2021年4月までに，さらに0.1%引き上げて，2.3%にすることが決まっている。
 - 20) 出縄貴史（2017）を参照。なお，出縄貴史（2018）では，「障害者優先発注企業奨励制度」，出縄貴史・吉田岳史（2019）では，「障害者優先発注特例調整金等支給制度」に名称変更するべきと提言されている。
 - 21) 在宅就業障害者を法定雇用率に含めるべきだという提案については，厚生労働省（2004）及び，2012年2月21日に全国社会就労センター協議会が厚生労働省へ提出した要望書を参照。その際，障害者雇用率を二段階化するべきだという提案については，中島隆信（2011）の156頁と225頁を参照。フランスの障害者雇用については，永野仁美（2013）を参照のこと。
 - 22) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が受託した。
 - 23) 2017年度は株式会社総合キャリアトラストが，2018年度は株式会社D&Iが受託した。
 - 24) 厚生労働省（2018b）の12頁。
 - 25) 厚生労働省（2018b）の14頁。

○参考文献○

- 五十嵐意和保「非雇用領域の障害者支援について：在宅就業支援制度と優先調達推進法について考える」『職業リハビリテーション』第32巻第2号，2019年3月。
- 出縄貴史「『みなし雇用制度』の提言」『JLNEWS』No.111，2017年5月。
- 「在宅就業障害者支援制度」『ビジネスガイド』第55巻第8号，2018年6月。
- 出縄貴史・吉田岳史『よくわかる在宅就業障害者支援制度の活用と事例』日本法令，2019年。
- 伊藤亜紗『目の見えない人は世界をどう見ているのか』光文社新書，2015年。
- 五石敬路・岩間伸之他編『生活困窮者支援で社会を変える』法律文化社，2017年。
- 厚生労働省『障害者の在宅就業に関する研究会報告書』2004年4月。
- 「在宅における就労移行支援」のあり方研究会『在宅における就労移行支援ハンドブック』（平成26年度厚生労働科学研究「難病のある人の福祉サービス活用による就労支援についての研究」）2015年。

- 『在宅就業障害者マッチング事例集』在宅就業障害者支援推進事業，2018年3月。
- 『今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会報告書』2018年7月。
- 『在宅就業障害者支援ノウハウブック』在宅就業障害者支援推進事業，2019年3月。
- 小島正平「頸髄損傷者にとっての在宅就労」『総合リハビリテーション』第47巻第5号，2019年5月。
- 佐藤仙務『働く，ということ』彩図社，2012年。
- 総務省高齢者・障害者のICT利活用の評価及び普及に関する調査研究会『高齢者・障害者のICT利活用の評価及び普及に関する調査研究報告書』三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（平成18年度総務省委託調査）2007年。
- 田中徹二『不可能を可能に』岩波新書，2015年。
- 特定非営利活動法人タートル『GUIDE BOOK ～視覚障害者の「働く」を支える人々のために』社会福祉法人東京コロニー，2014年。
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター『障害者在宅就業支援の現状と課題に関する研究』（調査研究報告書 No.131）2016年。
- トマス・W・マローン（高橋則明訳）『フューチャー・オブ・ワーク』ランダムハウス講談社，2004年。
- 中島隆信『障害者の経済学（増補改訂版）』東洋経済新報社，2011年。
- 「経済教室：障害者雇用の拡大へ」『日本経済新聞』2016年11月3日朝刊。
- 永野仁美『障害者の雇用と所得保障』信山社出版，2013年。
- 広瀬浩二郎『目に見えない世界を歩く』平凡社新書，2017年。
- 堀込真理子「障害者雇用 就労支援の立場からみた障害者の在宅勤務の現状」『ビジネスガイド』第56巻第13号，2019年10月。
- 松山純子「障害者雇用 いま求められている『障害者の在宅勤務』」『ビジネスガイド』第56巻第7号，2019年5月。
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング『障害者の在宅就業に関する調査研究事業報告書』（平成27年度厚生労働省委託調査報告書）2016年。
- 山崎憲「諸外国におけるシェアリング・エコノミー」『business Labor Trend』2017年12月号。
- 労働政策研究・研修機構『諸外国における在宅形態の就業に関する調査』資料シリーズ No.117，2013年6月。